

介護サービス事業者に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第1項第6号の規定に基づき、指定の一部の効力を停止しましたので、下記のとおり、公表します。

記

1 事業者の名称等

- (1) 名称 合同会社 大成
- (2) 代表者 代表社員 岡本 かおり
- (3) 所在地 伊達市保原町字宮下 50 番地 5

2 事業所の名称等

- (1) 名称 看護小規模多機能型居宅介護たいせい大泉の杜
- (2) 所在地 伊達市保原町大泉字大地内 108 番地 1
- (3) 事業所番号 0791300288
- (4) サービス種別 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

3 処分年月日

令和8年3月30日

4 処分の内容

指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3月）

効力停止の期間 令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

5 処分の理由

人格尊重義務違反（法第78条の10第1項第6号）

職員が利用者に対して、頭を平手で叩く、引きずる等の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす身体的虐待行為が認められたため。

【問い合わせ先】

健康福祉部 高齢福祉課 電話 024-575-1299